公証人法施行規則等の一部を改正する省令について

令和８年２月１８日
法務省民事局

１．題名
公証人法施行規則等の一部を改正する省令

２．改正の趣旨
本件は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第８３号。以下「改正法」という。）の一部の施行により、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成１２年法律第８１号。以下「法」という。）が一部改正され、これにより、法第６条に第２項が新設されたことに伴い、必要な省令の改正を行うものです。

３．意見公募手続の実施の有無
意見公募手続は実施しておりません。

４．意見公募を行わなかった理由
本件は、改正法の一部の施行に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、行政手続法（平成５年法律第８８号）第３９条第４項第８号に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行いませんでした。

５．公布日・施行日
公布日：令和８年２月１８日
施行日：令和８年３月１０日

【参照条文】
〇　行政手続法（平成５年法律第 88 号）抄
第三十九条
４　次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。
一～七　（略）
八　他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。
〇　行政手続法施行令（平成６年政令第 265 号）抄
第四条　（略）
１　（略）
２　法第三十九条第四項第八号の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
一　他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理
二　（略）